

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

和歌山県

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1 紀北農業地帯

#### (1) 現況

本地帯における紀の川流域の平野部の水田は、恵まれた土壌条件と相まって裏作利用も高く生産性は高い。したがって、紀の川中下流域の水田は、ほ場条件の整備を進め、汎用的な利用を高めることが必要である。

また、紀の川中上流域の水田は、傾斜地果樹園との一体的な利用を考慮し、果樹農家の複合化に資するよう水田の利用を高める。傾斜地の果樹園については、既存果樹園での園内道整備や傾斜地の緩和、農地の集積につとめ、生産性の高い樹園地としての利用を推進することが必要である。

#### (2) 目標

(1)に加え、農道やかんがい施設の保全管理等の取組に要する担い手の負担軽減を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2 紀中農業地帯

#### (1) 現況

有田地域における農用地に占める果樹園の割合は極めて高いが、近年の生鮮果実購入数量の減少等、果樹を取りまく環境は厳しく、これに対処するため、今後は優良品種への改植やマルチ栽培などの生産対策とともに、園内道整備や傾斜緩和などの園地改良を進め、生産性の高い樹園地としての利用を推進することが必要である。

日高地域は国営南紀用水事業や日高川総合開発により農業用水の安定的な確保がなされ、また農地造成等ほ場条件が整備され、今後も安定的な農業経営が期待できる。したがって、本地域においては農産物の需要の動向に即した生産振興に対応できるような農業用水施設の改善も図り、生産性の高い集約型農業を推進する必要がある。

#### (2) 目標

(1)に加え、農道や畑地かんがい施設の維持管理等の取組に要する担い手の負担軽減や耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等における農業生産の維持と農地の保全に向け、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 紀南農業地帯

#### (1) 現況

本地帯のうち、会津川流域の果樹園については、生産性の高い樹園地としての利用を推進することが必要である。

また、会津川・富田川の各下流域の水田は優良な条件を備え、冬季の利用率・生産性も高いが、山間部や東牟婁地域については、降水量が多く、日照時間、排水等自然条件に制約があり、ほ場の効率的な利用は十分ではない。こうしたことから、本地帯については、農産物の需要の動向に即した生産振興に対応できるよう合理的な土地利用を進めることとする。

#### (2) 目標

(1)に加え、畑地かんがい施設の保全管理等の取組に要する担い手の負担軽減、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等においての農業生産や農地の保全に向け、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

## 第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上や、土地の地番等によりその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上や、土地の地番等によりその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載することとする。例えば、農業者団体等の取り組みを促進する観点から、地域協議会の活用等について記載することが考えられる。

#### 第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

本県においては、国の指針を踏まえ、県、市町村、農業団体等多様な主体が参画する推進体制を整備し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

また、法に基づく施策が計画的かつ効率的に実施されるよう、多面的機能発揮促進事業の毎年度実行状況の点検及び対象組織の取組の評価等を行うため、第三者委員会を設置する。